

軍属を含む日米地位協定上の地位を有する米国の人員に係る 日米地位協定上の扱いの見直しに関する日米共同発表(概要)

【参考】
平成28年7月
外務省・防衛省

背景

- 先般の沖縄における米軍属による殺人事件を受け、5月25日の日米首脳会談や6月4日の日米防衛相会談を踏まえ、日米両政府は、実効的な再発防止策を策定すべく、同盟の協力の精神に基づき精力的に協議。
- 今般、軍属に係る日米地位協定上の新たな扱いを導入するとともに、日米地位協定上の地位を有する全ての米国の人員に対する教育・研修プロセスを強化することを決定。

共同発表の概要(7月5日)

1. 軍属の範囲の明確化

軍属に含まれ得る者の分類について、米国政府予算及び歳出外資金により雇用される者、船舶等の乗組員、米国政府が雇用する者、技術アドバイザー及びコンサルタント等を例示。中でも、「技術アドバイザー及びコンサルタント」として軍属たり得る軍の契約業者の従業員(コントラクター)は、高度な技術又は知識を持つ者であって米軍の運用のために枢要な者とすることを確認する。両国は、今後、軍属として認められ得る「技術アドバイザー及びコンサルタント」の職能を特定する。

2. 通常居住者の除外

日本に在留資格を有する者を軍属から除外するための仕組み及び調整手続を強化する。

3. 日米地位協定上の地位のモニタリング

米国政府は、全てのコントラクター人員及びその他の特定の軍属について、軍属として扱われる適格性を有するかどうか制度的かつ定期的な見直しを実施。日米は、軍属に関する作業部会を日米合同委員会に設置。コントラクター人員の公務中・公務外の行動規制、地位の抹消方法等についての統一の方針の適用のため、在日米軍の指令を改訂・更新する。

4. 教育・研修の強化

米国政府は、日米地位協定上の地位を有する者の責任、違反行為へのあり得べき罰則、刑事裁判管轄権についての理解を確保するため、地元の意見を得ながら教育・研修を強化。米軍人、米軍属等が実施可能な最も早い機会に受講することを義務化。家族にも受講を奨励。

5. 結語

今後数か月間、協議を完了し適切な日米間の文書で個別の措置の詳細を発表することを目指し、努力。

共同発表当日(7月5日)の会見において、岸田外務大臣から以下を説明。

- これまでの協議でのやり取りを踏まえれば、軍属の範囲等の見直しが行われた後では、シンザト被告人のような状況に置かれた者は、軍属には当たらないというのが、日米で既に一致した認識。
- 今後、我が国としては、これまでのような日米地位協定の運用改善にとどまらない一歩進んだ措置となる法的拘束力のある政府間文書の作成を目指す。